

児童手当法改正に伴う多子加算について

【例】

カウント対象		支給対象		
第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	第 5 子
23 歳	20 歳	17 歳	14 歳	11 歳
カウント外	<u>第 1 子</u>	<u>第 2 子</u>	<u>第 3 子</u>	<u>第 4 子</u>
—	—	<u>10,000 円</u>	<u>30,000 円</u>	<u>30,000 円</u>

令和 6 年 1 0 月以降は支給対象年齢が高校生年代まで拡大されるとともに、多子加算※の対象年齢も拡大されました。

※多子加算とは上の子の人数をカウントし、第 3 子以降の支給額を増額することをいいます。

多子加算には年齢制限があり、制度改正後は 2 2 歳の最初の年度末までの上の子を第 1 子としてカウントします。

ただし、2 2 歳の最初の年度末より前であっても、親等が監護しておらず、生計の負担がない場合は、カウントの対象にはなりません。

上の例では、5 人いるお子さん全員を監護しており、生活費の負担をしている場合 手当月額 7 0, 0 0 0 円

同居・別居や、就職の有無にかかわらず、お子さんの養育・生活費の負担をしている場合はカウントの対象となります。

○生活費を負担している状況とは…

親等の収入によりお子さんの生活費や学費等を負担しており、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合を指します。